

令和 7 年度
公益財団法人さいたま市産業創造財団 臨時職員募集案内

受付期間 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 2 6 日（火）

【郵送の場合は 8 月 2 6 日（火） 1 7 時必着】

公益財団法人さいたま市産業創造財団へ、

郵送（簡易書留）、持参、またはメールにて応募ください。

※郵送の場合は必ず簡易書留でお送りください。

※メールで応募いただいた場合、送信後 3 営業日以内に受付完了の
連絡が届かないときは、恐れ入りますが電話にてご確認ください。

1 職種、募集人数及び職務の概要

- (1) 職種及び募集人数 研究開発・産学連携等に係る中小企業支援業務 臨時職員 1名
- (2) 職務概要 公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）が行う中小企業の研究開発、産学連携、デジタル化に関する支援業務に従事していただきます。
- Go-Tech(成長型中小企業等研究開発支援事業)等の研究開発補助事業の申請、プロジェクト管理、報告書や経費書類の確認・整理等の管理業務
 - 国（経済産業省等）や大学等の研究機関との連絡調整、事務全般
 - 産学連携の推進に向けた企業・大学等とのマッチング支援
 - 研究開発やデジタル推進に関する相談窓口対応、セミナー・支援プログラムの実施補助
 - 支援実績の記録、報告資料の作成、庶務・調整業務全般
- (3) 勤務地 原則として、公益財団法人さいたま市産業創造財団及び財団が指定する施設とします。

2 採用期間

採用期間は、令和7年10月1日(予定)から令和8年3月31日までとなります。

採用日は上記期間の中で、相談させていただきます。

3 雇用期間

国・市からの受託の状況及び勤務実績の評価等により、1年ごとの契約更新（最大4回）をすることができます。

4 応募資格

次の要件を満たす方

- (1) 業務を遂行するために必要となる PC 操作スキル（Word、Excel、PowerPoint、e-mail、オンライン会議ソフト等）を活用した業務の処理能力を有すること。
- (2) 技術用語や国や自治体の施策・補助制度に関心を持ち、知識習得に前向きな方
- (3) 協調性を有し、社内外の関係者と連携しながら、柔軟かつ正確に業務を進められる方
- (4) 健康で通勤が可能であり、職務に意欲を持ち、規程を遵守して業務に専念できること
- (5) 普通自動車運転免許を有していること

あれば尚可

- (1) 補助金・助成金の申請・運営・管理に関する業務経験
- (2) 研究開発や、大学・研究機関との共同プロジェクト運営に関わった経験
- (3) 製造業、技術開発、金融業等における業務経験
- (4) 中小企業診断士、簿記、IT パスポート等の資格保有者

5 審査内容等

募集に伴う審査及び合格発表は次のとおり実施します。

- (1) 第1次審査（書類審査）
 - ア 審査方法 応募書類をもとに、書類審査を実施します。
 - イ 合格発表 8月下旬から9月上旬を予定しています。合格者のみ通知を発送します。
- (2) 第2次審査（面接審査）
 - ア 審査方法 第1次審査合格者に対し、面接審査を実施します。

- イ 審査日時 9 月上旬を予定しています（場所については第 1 次審査合格通知書にて通知します。）。
- ウ 合格発表 9 月上旬から中旬を予定しています。対象者全員に通知を発送します。

※電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。

6 応募方法

提出書類		① 臨時職員応募申込書（別紙１） ② 職務経歴書（別紙２）
申 込	方 法	郵送（簡易書留郵便）又は持参により応募ください。
	受付期間	令和７年８月１日（金）から令和７年８月２６日（火）まで 【郵便の場合は必ず簡易書留郵便：８月２６日（火）１７時必着】 ※ ８月２６日（火）以降の日付の消印、持参、メール送付された場合は、理由の如何を問わず受理できません。
	提 出 先	〒338-0002 さいたま市中央区下落合５丁目４番３号 公益財団法人さいたま市産業創造財団 事業企画課

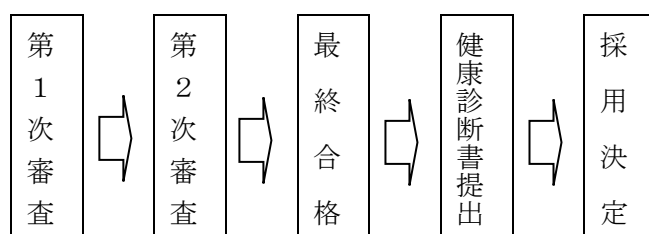
※応募書類は、**財団ホームページからダウンロード**してください。

※応募書類は、必ず**本人がパソコンで作成**してください。また、記載事項の不備や提出された書類に不足等があった場合は、受理できませんので注意してください。

※提出された書類は、返却いたしません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、合格発表後速やかに適切な健康診断書を提出してください。なお、これに係る費用は当財団が負担します。
- (2) 提出された診断書の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合には、合格を取り消します。
- (3) 受験資格がない場合や、受験申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。



8 給与・勤務条件等

- (1) 賃金 時給 2,200円

この他に通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び業務に係る旅費が、財団規程に基づき支給されます。

- (2) 勤務日数及び勤務時間

勤務日数 月15日程度（年180日以内）

原則、午前9時00分から午後5時00分（7時間勤務・休憩60分）

- (3) 休日等

原則として、日曜日、土曜日及び祝日、並びに12月29日から翌年1月3日までの日

- (4) 休暇

年次有給休暇の日数は、財団規程に基づきます。

- (5) 社会保険等

社会保険、雇用保険等は、各法令に基づき適用されます。

9 審査結果の開示について

この審査の結果については、開示の請求をすることができます（応募者本人に限る。）。

開示請求のできる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次審査不合格者	第1次審査の満点、総合得点及び総合順位	それぞれの審査の合格発表日から1ヶ月間	必ず応募者本人が、身分証明書を持参のうえ、さいたま市産業創造財団へ請求してください。
第2次審査不合格者	第2次審査の満点、総合得点及び総合順位		

※電話、郵便等による請求はできません。

（書類の提出先及び問い合わせ先）

公益財団法人さいたま市産業創造財団 事業企画課
〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号
電話 048-851-6652

HP アドレス <https://www.sozo-saitama.or.jp/>

e-mail jigyo@sozo-saitama.or.jp